

反民権論とその基盤（三）

後 藤 靖

は し が き

- 一 討幕派の解体（以上前号）
- 二 古勤王党の結成
- 三 古勤王党の展開
- 四 古勤王党の分裂と解体（以上本号）
- 五 その経済的基盤（以下次号）
——地租改正と郷土制度

二 古勤王党の結成

絶対主義的中央集権化の強行策は、廟堂における内部分裂を内包しながら進められていた。それは秩祿処分、家臣団の解体と後節に詳述する地租改正とが、大蔵省官僚によって日程に上されたとき爆発した。この一連の諸政策は、明らかに、巨大政商を保護・育成しようとする「開明」的政策の基軸をなすものである。歳計の三分の

一を占める祿額は巨大政商と結合した大藏省官僚にとつては、まさに「無用ノ冗費」であつた。彼等にとつては、「無為徒食」の士族の救済よりも、養蚕―製糸業あるいは都市織物業を中心とする小ブルジョアの―農民的商品経済のいちぢるしい発展に対抗すべき上からの資本主義の育成こそが、よりさし迫つた緊急な課題となつた。「眼前去臆ヨリノ景況ハ融通梗阻ニシテ巨商ハ却テ財本ヲ閑却致シ候ノ勢有之、經濟實ニ可憂之最大事」と考へるがゆえに、「徒食」の士族を切ろうといふのである。⁽¹⁾それと同時に、地租改正が巨商育成の財政政策として準備される。領有権の解体・その国家的集中と統一――これが秩祿処分と地租改正の基本的ねらいであつた。したがつて、この二つの政策は、緊密な関連をもつて、士族層の旧來の特權剝奪と彼等の大部分の没落を運命づける。士族層の輿望をになう軍事官僚―西郷や江藤・板垣等が征韓を主張し、大藏省官僚の政策に真向うから反対したのは当然のことであろう。この間の詳述はここでの課題ではないので、さらにつつ込んだ分析は別の機会にゆずらう。

こうして、政府部内の対立はおおいかくすことができないところまで發展した。その極点である征韓論に敗北した西郷・板垣・江藤等諸參議の辭職とともに、士族の反対派の組織化が、次第に各地でひろがつてきた。土佐古勤王党は、こうした状勢のなかで結成されてゆく。以下、古勤王党の結成過程を明らかにしながら、その政治的プログラムを追求してみよう。

明治六年十二月の交、大石円と小笠原和平は高知を出発し、六日には「湊川神社を拝し」、十一日に入京した。彼等は連名で、池知退蔵らの「高知県有志諸君」にあてて、十二月十四次のような書翰を送っている。

(前略) 扱小生等暗然入京之処聊見込有之、昨日転宿暫之間潜伏之念に候。過日兵隊之引揚るや、素り板氏(板垣―筆者註)

之意に出づ。隊長の輩数名をして兵と共に帰県、士氣を振起するを以て県下を煽動するの策に出づ。板氏の意中実と言べからざる聞あり、可恐可恐、新着人之説一切御採用被成間敷、尤兼而見込有之壮丁（總引馬）連に我より相結び、新着人に先んぜざる様に御注意尊用に奉存候。云々（2）

この書翰で、われわれは二つの事柄に注目しなければならぬ。わたしが傍点を附した個所がそれである。「聊見込有之」——大石と小笠原は何を劃策しようとするのか。その「見込」が、板垣退助等の動きと一線を劃してゐることは、明らかである。だから、「新着人」——板垣一派の説に迷わされないよう注意せよ、と書き送つたのである。板垣の志向が、たとえ、自己の権力欲にもえたものであつたとしても、イギリス仕込みのインテリゲンチヤ古沢滋や小室信夫の建策にもとづく民選議院設立に傾いたとき、大石や小笠原にとつては、かかる開明的建策は我慢のならない方向であつた。（3）

さて、「聊見込有之」——大石と小笠原は左大臣島津三郎に面会を申込んだ。それが正確には何時のことなのか、判断すべき資料はない。けれども、上京後「暫次之間潜伏」のちであることは間違ひなからう。島津は、すでに明治五年六月、旧下級武士層の横暴を罵り、旧臣五六輩が朝政を支配する状況をいきどおつて、「旧主を輕蔑愚視するの諸藩士等何ぞ皇上に真忠を尽さんや」と言明し、純粹封建制復帰を主張した十四カ条の建言を天皇に奏上している。彼が、六年四月結髪帯刀の門閥旧藩士百名を率いて上京したとき、西郷ですら「鹿兒島より老先生方東京へ出掛、是非木の淺蓬に引戻との論に御座候」（4）と、その封建復帰論を皮肉つたほどである。それともかく、谷を失つたいま、大石・小笠原らを中心とする土佐藩の郷土的反対派は、左大臣の要職にあつて「封建主義」を唱える島津を動かす、諸地方の士族的反対派を糾合しようと計つた。「聊見込」とは、そのことであ

つた。司法大輔佐々木高行の密命を帯びて、征韓論決裂後の土佐藩情勢を探索する原徹は、早速右の事情を復命している。

或者の話に大石弥太郎（田）東都にて三郎君（島津に屢拜謁、封建世祿論申説したければ公甚だ満足被致、近年愉快の論を聞たり。併し我等より猥りに此言を發しては嫌疑ありて事実行るべからず、其方等随分勉強尽力致すべし。我等此度は老後の思ひ出に粉骨粉身すべし。安心致され度の旨諭有之。同人至極得意にて過日帰県。云々⁽⁶⁾

こうして、土佐藩の郷土的反対派は、中央政府部内の異端者をついで、絶対主義的集中権力の前に立ちふさがろうとした。だが、郷土的反対派は、決して島津のような、単純な純粹封建復歸論者ではなかつた。この両者の間には、敬神と攘夷との思想的ふれ合いはあつたとしても、郷土的反対派は、すでに幕藩領主的体制に反旗をひるがえし、討幕の過程をふんだ一身上の履歴をもっている。そのことは、佐々木の次のような言葉がきわめて示唆的である。「郷士以下は山内家には縁が薄い処から、大義のためには山内家を顧みぬという過激の考」をもつていた、⁽⁷⁾という点である。「大義」と「過激の考」の内容連関は、彼等の場合、現実には討幕派の一環を形成するという形で現われている。この討幕段階における公式合休論者島津との政治意識のズレは、とりも直さず、純粹封建復歸論と、形式的には「封建主義」を標榜する郷土的反対派との、現段階における政治的Ⅱ体制的内容のちがいにまで尾をひいている。では、郷土的反対派のもつ政治的プログラムは、一体何であるのか。それは次のように考えることができる。彼等は、何よりも「大義」の貫徹を政治的理念としており、それは天皇中心の国家形成という形で現実には進まねばならない。そのさい彼等は、「世襲の祿」を維持し、その上に新しい国家を形成しようという、⁽⁸⁾だから、つまるところ、彼等のねがいは、領有権をもつ天皇直屬の騎士身分になることで

あり、そこでは旧領主体制は排除されねばならないのである。したがって、そのことがいかに封建的看板にみえようとも、内実は封建復帰論とは異つた次元のものといふことができる。だから、原徹も「封建世祿論」と把握した誤を、次のように訂正せざるを得なかつたのである。

大石・川原塚の論御示被遣其公論と相考申候。右の輩封建論と申すは小弟承誤候へ共僕一人にても無之、世上専ら其説有之由、……僕儀封建論決て直承仕には無之同人並に他人の風評を以の事……僕は平に封建を申訳有之間敷建言中共事一つも無之只論説が鎮着致し前政府の着目とは余相違の様存申候。⁽⁹⁾

こう考えてくると、郷土的反対派が島津と連繫しようとしたこと自体が、きわめて不自然な行動であつたと思われる。とりわけ、高知県下にあつての封建復帰論者⇩静儉社と協同しようとしなない点を考えると、その感は一層深くなる。だから、この連繫の方針は、島津がただ一人中央政府部内にあつての発言者だという地位そのものの利用という観点に立つた戦術である、とみた方が適切かも知れない。その証拠に、島津をかつぐ方針は、古勤王党の結党直後から、消え去つてゐる。いかに部分的な要求が合致してゐたとしても、基本路線のちがいは両者の結合を不可能にした、といわねばならない。そして島津との連繫論に代つて、西郷派との協同方針が打出されてきた。のちに述べる大石円の「薩行」や西南戦争中の西郷派からの呼びかけは、そのことを示している。「御一新前の攘夷論を持出し、是非征韓を唱へ」、「其機会に内政も改革」という古勤王党の基本路線⁽¹⁰⁾、「改革」そのものの体的内容が、同じ征韓によつて士族独裁政權を樹立しようとする西郷派に近ければ近いほど、両者の連繫は必然の勢であつた。

国元では、大石・小笠原等の東京における奔走に呼応して、池知退蔵を中心とする東郡・木戸駒次郎を中心と

する西郡の郷土的反対派の結集がみえはじめた。その組織活動は、大石等の帰県とともに一層活潑となる。原徹は、七年三月十日、その模様を、佐々木にあてて次のように書いて、――

先便申上候通東西郷中可然議論見込有之者百人計有之と申上候は南清兵衛の話にて、是も大石・小笠原の同志にて御座候。些凶算の様に御座候。此辺は得と相調可申上候へども、東西郷中へ掛け其派は夥敷、香美に森助太郎、長岡に池知退蔵等正義故万一の節は其指揮に従ふ者数十百人は有之様、西郡には木戸駒次郎初随分豪者有之過日出府の節は愚兄（原茂胤）等も出会頻に人心取固めの相談に及び候処、屹度引受聊氣遣無之段申居候趣、幡多人は愚兄等も随分懇意者有之聊人望も有之趣、他より承り申候処彼方の人氣推察すべしと存申候。⁽¹¹⁾

明治七年の三月には、東西両郷にわたつて「百人計」りの中核部隊をもつ「夥敷」き郷土的反対派が、結集しはじめていた。とりわけ、香美郡・長岡郡・幡多郡がその鞏固な組織をほこつていた。この組織活動は、例えば長岡郡下での池知退蔵のように、「撃剣を名とし、少壯を募り、野地・田村・立田三カ所には定日相立」て、そうした武士意識を鼓舞する方向で行われた。他郡においてもおそらくは、同じ方式がとられたであろう。そしてそのようなカンパニアには「存外人數沢山」集り、剥奪されてゆく特権の回復に精魂を込めようといふのである。それゆえに、「偶々散髪人も長髪に致し、刀を帯」ぶのである。こうして、「段々同志を詰め候談合」が各地に進められ、「東西郷中も益々困」まってきたと伝えられている。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

こうしておそらくは、七年の初めには、斬髪・廃刀令反対、攘夷論的征韓の強行、貢租徴収権の維持、天皇直参の騎士身分を要求する古勤王党が、反政府・反民権の独自の党派として、高知県に生れ出た。

ところで、郷土層を、かかる党派に結集させた指導層はどういう階層であつたか。この点を検証するために、

香美郡の場合を取上げてみよう。文化年間における領地高でいえば、大体において二〇〇〜三〇〇石のいわゆる中小

香美郡古勤王党指揮者

出身地	氏名	領地高 (文化年間)	所有地 (明治九年)	経営面積 (同)
野市	大石 四	三二・二五〇	—	〇・九一三
〃	堀 善右エ門	二一・〇〇三	七・一一八	?
〃	大石 真幸	一四・六二七	一一・九二八	一三・〇二七
〃	山下 登	三四・二三八	一五・四二〇	九・七二七
〃	下田 忠輔	二六・八一三	九・二二六	?
新宮	森 新太郎	一四・九六〇	?	?
山北	安岡 権馬	三四・二三八	?	?

(註) 領地高は『土佐藩郷土調査書』(平尾道雄氏蔵)、所有地および経営面積は『明治九年野取地検帳』(野市町役場所蔵)より作成。なお、明治九年度の経営面積については『地検帳』のうち野市村「な」「ら」(同五四町歩)九(字)を中心に抜き出したものであるため必ずしも正確ではないが、おおよその状況は把握できると思ふ。

郷土層が、ここでの中心的な指導層を構成している。いうまでもなく彼等は、大石円に代表されるように、かつて討幕段階での、積極的な役割を果たした階層でもあった。彼等は、まえに述べたように、明治二年の藩政改革に際して、領地の大半を「御蔵知」に編入され、その代償として受取った家祿も、秩祿処分の前にはまさに潰滅的打撃を蒙らざるをえない運命におかれていた。そして地券交付——地租改正の過程で以前の約半分の所有地しか持てなくなっていた。こうした絶対主義国家形成の途上に、権力者から疎外され、わずかに中農的階層につき落された旧郷土層が、必死に旧特権の回復に努めようとするのは、まさに当然のなりゆきであった。

(1) 『明治財政史』第八卷一六五—八頁。大久保も明治七年「殖産興業に関する意見書」を提起している(大久保利通文書第五卷)。

(2) 平尾道雄著『土佐国民運動史』(未定稿)、同氏著『長岡村史』一一五頁。本節で引用する書翰の多くは、平尾氏の御好意に基いている。

(3) 民権議院設立建白の歴史的評価については、拙稿「士族民権の歴史的評価」(人文学報Ⅳ)・「自由民権運動と農民一揆」(同上Ⅶ)および『自由党史』(青木文庫)解説を参照していただければ幸甚である。

(4) 彼は、さらに、明治七年五月廿四日、岩倉に意見書を提出し、面会を迫っている。これに対して、大久保は「尙々今日之処なまじいに御論談有之候而ハ甚不都合に有之候返而一通りに而為御済置相成候方可然」と岩倉に忠告している(大久保利通文書第五卷五一—五頁)。島津はこの会见で、大隈・吉田を罷免し、西郷・板垣・副島・前原等の復職を迫ろうとしたのである(同上書五一—二〇頁)。大隈・吉田の罷免が明らかに秩祿処分||領有権の解体政策に反対する立場からきていることはいうまでもない。

(5) 『大西郷全集』第二卷七〇八頁。

(6) (9) (11) 平尾氏前掲書。

(7) 『佐々木老侯昔日談』三四七頁。

(8) 香美郡古勤王党は解体を余儀なくされ、士族授産の恩恵にあずかるために、十一年に百做社を結成した。そのときの「授産金貸下願」は次のように書き出されている。

「廢藩置県の際に方り、士族をして文武の常職を解き三民の生業に就かしむべきの御布告之れあり、当時閩藩士族多くは朝廷御趣意のある処を審かにせず、世襲の家祿を直に御没収に相成べき儀と誤認し、……終に不平不逞の心を抱く云々」と

(平尾道雄『長岡村史』一二三頁。我妻東策『士族授産史』)。

(11) 佐々木高行日記(明治八年十月十日)——平尾前掲書。

(12) 原徹の佐々木宛書翰(明治七年九月二十日)——右同書。

(13) 右同(明治七年四月二十日)——右同書。

三 古勤王党の展開

郷土的反対派を結集した古勤王党は、さきに述べた政治的プログラムに従って独自の活動を展開する。運動は、高知県内部のとくに香美・長岡・安芸・高岡・幡多の諸郡における組織活動と、全国の士族的反対派との連繫という二つの側面で行われている。

県下における組織活動の具体的あり方については、資料の関係上くわしく後づけることができない。香長地帯の中心的指導者は、さきにみたように大石円・森新太郎・池知退蔵であった。彼等は、撃剣会を催して同志の糾合と結合をはかり、さらに私塾を開いて思想的訓練に乗出している。池知退蔵と山崎好昭による西野地村の私塾、新開村の森新太郎の私塾などがそれである。この香長地帯で最も注目すべきことは、明治二年から三年にかけての長州藩脱隊騒動の指導的役割を果たした富永有隣が、七年のはじめ幡多郡から香美郡に潜入し、大石や池知等の同志として活躍していることである。脱隊騒動が複雑な性格と歴史的意義をもっていたことについては、すでに先学によって明らかにされている。⁽¹⁾この騒動は、天皇制絶対主義軍隊削出過程でふり落された諸隊¹農兵が、農民一揆と結合しながら、新政権形成の前に立ちふさがった、きわめて「民衆性」をもつ闘いであった。しかし、諸隊叛乱がいかに農民の商品生産・流通の自由を要求する一揆と結合したからといって、諸隊そのものを

民衆の中に解消してしまふことはできない。叛乱諸隊の中には、大栗源太郎一派の洋式兵制改革・被髪脱刀・家祿削減に反対し、依然たる攘夷論を主張する保守主義者が重要な役割を担っていることを見逃してはならない。富永有隣は、この大栗一派の指導的人物であつた。彼がわざわざ結党準備過程の古勤王党に生命を托そうとしたのは、古勤王党のイデオロギーに共通点を見出したからに他ならない。「日中決して他出せず」、もっぱら夜中「従者数人を連れ」て、彼は大石・池知の活動に助力をおしまない。大石・池知等のブレーンとして活躍する富永にとつては、やがて再燃するであろう長州の土族の反派と古勤王党との結合を予想した上での行動と思われる。⁽²⁾それはいましばらく措こう。

古勤王党が、自己の組織地盤を確保するためには、何よりも結党したばかりの立志社のくい込みをおし止めなければならぬ。立志社は、郷土的反対派の中にまで喰い込みようとして精力的な活動を開始した。⁽³⁾とくに、征台役に際して、寸志兵編制願を政府に提出した立志社は、兵員五千を目標にして活動はきわめて活潑であつた。立志社はその必要にかられて古勤王党に提携を申し入れてきたが、古勤王党は、この申入れを言下にはねつけた。反政府という立場では古勤王党が、立志社より頑強であつたといえる。だが、それでも立志社は組織活動をあきらめてはいない。「立志社よりも説得頻りに東西に奔走致し、古金連輩も立志に同意」する者もあり、とくに「佐川辺壯少は大抵彼に応候」とさえ伝えられている。大石や池知等の指導的幹部は、直ちにその説得に奔走する。その結果、「聊分別あるものは一人も立志に不応」という情況となつた、といわれている。⁽⁴⁾西郡でも、幡多郡における木戸駒次郎・桑原平八・佐田家親らを中心として、次第に党的結合が進められた。

こうして、明治九年には、東郡四百・西郡七百という古勤王党の組織的拡大が報せられるほどになつた。この

千百人といわれる古勤王党の構成分子は、一体どういふものであつたのか判然とはしない。だが、その党的結合は、さきに引用した撃剣会や長髪・帯刀という特権的意識構造から考えれば、おそらくは郷土層のみという狹隘な階級的限界の上に立っていたものと思われる。もともと「世襲の家祿」の維持は、耕作農民と相反する利害關係に立つものであることを考慮に入れれば、そのような想定は決して無理ではあるまい。この組織的狹隘性——耕作農民層との対立を念頭におかない政治的リアリズムの欠如が、のちにみる古勤王党の分裂と解体の基因ともなっている。それはともかく、古勤王党の組織活動は、直接的に蜂起を念頭においてのものであつた。そのため、中核的部隊は「少壯」であり、それゆえに幡多郡で富永が行つたように、「連判状を作り……彈藥は中村商人叶屋義太郎・麴屋百太郎・下田商茶屋与右衛門等買求して」、蜂起体制を準備するのである。⁽⁵⁾

県内部における古勤王党の党的結合の進展とともに、全国的士族反対派の結集をめざして、積極的方針が打出される。

中央部では、教部省十等出仕から中祿に進んだばかりの川原塚茂太郎が、大石・小笠原の帰県後、もつぱら中央政府の諸政策と動向を探索する任務を担う。と同時に、士族的反対派と気脈を通ずることが、彼に課せられた任務であつた。彼の仕官するこの教務省は、いうまでもなく平田の国学に依拠する反開明主義の拠点である。彼は、その地位を利用しながら、「華族方の国体論とかの議事を聞き糺し」、華族層の間においてすら古勤王党的潮流の根強さを、国元の同志に書き送るのである。士族的反対派の蠢動は、佐賀の叛乱以後、全国的にいよいよ無味さを増してきた。とりわけ、長州萩の前原党の大きかりな蜂起計画が、八年から九年にかけて着手されはじめてきた。王土王民制を主張して地租改正に反対し、家祿保持を要求する前原党は、全国四十万の士族層を糾合

し、「当局大臣没責任」を追求し、あえて「諫死せん」という。前原党は、熊本敬神党と協同して、荻から山陰道を取り、会津の永岡一派・北越の大橋清賢派と呼応し、君側を誅して、「政局の一大改革を期す」計画を立てた。⁽⁷⁾その首領前原一誠が、八年六月計西推進のために上京した。川原塚は、永岡と相前後して、前原と密約を交した。川原塚の意図は、いうまでもなく、土佐古勤王党を前原党に結合させることであつた。こうして土佐古勤王党は、全国的土族的反対派の一環としての性格を名実ともにもつに至つた。この計画立案に、富永有隣がブロンとして控えていることは、いうまでもない。⁽⁸⁾

各地に蠢動する土族的反対派と連繫することは、決して川原塚だけに課された任務ではなかつた。領袖大石円自身が、西郷派と結ぶために「薩行」を決行した。それが正確には、いつのことなのか、判断すべき資料がないが、おそらくは八年の初め、とみることができるといふ。この「大石之薩行」に対しては、西郡の古勤王党から「失策」だといふ非難の声もあがつた。それは、むしろ、「薩も十分望無之」と判断し、古勤王党の単独蜂起を主張する幡多郡古勤王党の、強烈な反政府意識の反映とみることができるといふ。⁽⁹⁾蜂起以外に何物も勝るものなしと考える焦躁感が、古勤王党内に溢れつつある。

こうした土族的反対派の横断的連繫の進展という無気味な情況のなかで、政府は彼等を懐柔する政策をとつた。江華島事件と土族援産政策がそれである。江華島事件は、かつての征韓論と同じ論理——「内乱を冀ぶ心を外に移して国を興すの遠略」⁽¹⁰⁾——に立っていた。だから、それは攘夷論的征韓論をかかげる土族的反対派との政治的休戦をねらう国権主義的行動であつた。また、秩祿処分方式そのものも、明治四年の井上・吉田案からは一歩も二歩も後退した線で決定された。だが、これらの妥協策は、家臣団解体の既定方針を変更しないかぎり、

もやは反対派士族を懐柔するには足らなかつた。

九年十月には、ついに熊本神風連が起ち、前原派がそれにつづいた。土佐古勤王党は、これらの蜂起と歩調を合わせる態勢には至らなかつた。その理由はあとに述べよう。神風連も前原も、また土佐古勤王党も西郷派の蜂起を期待した。だが、士族反対派は同時に蜂起するほどの統一的组织にまで結集してはなかつたのである。それは士族意識につきまとう強烈なセクシヨナリズムに起因していた。中心的指導体系を確立していない士族反対派が、たとえ如何に思想的触れ合いをもっていたとしても、その行動の統一の規範をもちえなかつたのは当然であろう。神風連や前原党が弾圧されたのち、ようやく西郷派は蜂起した。

西郷派の叛乱の勃発とともに、これに呼応しようとする動きが、古勤王党の間にも、立志社の間にも、ようやく顕著となつてきた。古勤王党幹部は、この機会に乗じて、いよいよ「兵を土佐に挙げ、進みて中原に馳駆せん」と決定し、東・西両郡の黨員に断固たる決心を促した。⁽¹¹⁾ 彼等は、旧藩時代に民兵へ貸下げられた銃で武装すべく、弾薬の購入に着手した。この間、立志社でも林有造を中心とする挙兵主義者達が活潑な運動を展開しはじめた。そして、十年三月一日ついに立志社は挙兵論を決定した。この立志社の挙兵論は、別の機会にしばしば論究したように、不徹底な民権論者としてのありようを如何なく曝露した行動である。⁽¹²⁾ それはともかく、立志社は、銃器購入と古勤王党との提携を推進しようとする。当面、後者がここでは問題となる。挙党挙兵に決する以前、すでに古勤王党との提携を目録んだ立志社挙兵論者は、島地正存を古勤王党幹部説得のため派遣した。彼は大石を訪ねたが留守、そこでその足で池知退蔵を訪れたがこれも留守、最後に島村左伝次とやつと会見することができた。島村は、明治七年以来の対立を解消して、互に相連繫し、政府打倒の一戦を交えることを誓った。古勤王

党と立志社とは、こうして提携した。島村が島地の申入れを直ちに受入れたのは、すでにそれ以前に、古勤王党幹部の意向がそこに向いていたことを物語っている。古勤王党と立志社拳兵派との間には、三月一日以前に二回にわたる聯合懇親会がもたれていた。立志社拳兵論の急先鋒林有造は、二月二十八日高知に帰ってきた。直ちに、林は古勤王党との緊密な密約を交すために、第三回の聯合懇親会を開いた。古勤王党からは、領袖大石円をはじめ池知退蔵・桑原平八・森新太郎・安岡権馬・島村左伝次・宮崎頼太郎等の東・西両郡の幹部が出席した。⁽¹³⁾ 両党の共同蜂起論は、こうしていよいよ具体化しはじめた。その兵員は、古勤王党千百名、立志社五百名といわれ、兵器は古勤王党員が各自英銃十挺・弾薬百発と草鞋二足を現有し、立志社は英銃三千挺を購入の予定という。事実、立志社は、その後、銃器・弾薬の購入に奔走しはじめた。⁽¹⁴⁾

こういう状況のなかに、西郷派の中心人物桐野利秋の命によって、三浦介雄が提携の密命を帯びて、古勤王党を訪れた。⁽¹⁵⁾ 三月十七日鹿兒島を出発した三浦は、その月の三十日に高知についた。そして直ちに出身地の幡多郡に趣いた。彼の一族は、幡多郡古勤王党の重要なメンバーである。四月八日再び鹿兒島をさして出発するこの数日間に、彼はもっぱら幡多郡古勤王党と密談を交した。桑原平八・佐田家親・間崎卓一・伊集院仁助等の名が挙げられている。この会談で、正式に古勤王党は、大凡三千人位の援軍を西郷のもとに送ることを約した。三浦は欣喜して帰った。その後を追うようにして、藤好静と村松政克が、立志社から西郷のもとに派遣された。⁽¹⁶⁾ 五月十一日、彼等は、敗走を余儀なくされて延岡に設けられた薩軍の本営に着き、奇兵隊大隊長野村忍介に面会した。十七日には、桐野に面会し、蜂起前になぜ古勤王党および立志社に「御通知無之や。定めて高知県は弱兵にて取るに足らずと御見捨あるか」とつめよった。桐野は、蜂起前に「諸県へ十八名使節を出し、貴県へも、兩人差向け

たる処途中にて縛せられたる趣」と答えて、双方の行きちがいを納得した。その上で、古勤王党と立志社とが共同して、西郷軍に呼応する密約が最後の的に交された。

この間、高知県内でのような拳兵態勢がととのえられていたか、資料がないため残念ながら知りえない。ただ、おそらくは、林有造等の武器購入運動がいよいよ活発化した点を考えると、少くとも大石・池知の支配する東郡古勤王党も一層強力な蜂起体制を準備していたものと思われる。

にもかかわらず、古勤王党も立志社も、ついに起たなかつた、両党とも、蜂起計画が西郷派と緊密になりつつあったとき、却つて内部的分裂が進んでいたからである。

（註1）原口清「長州藩の諸隊叛乱」（明治史料連絡会篇『明治政権の確立過程』所収）、田中彰「明治絶対主義政権成立の過程」（歴史評論七五号）、井上清著『日本現代史1明治維新』等参照。

（2）木戸孝允は、富永の行動が判然としないのに、たえず無気味さを感じていた。彼はしばしば長藩出身の政府官僚にあって、そのことを書き送っている。「前原党のものには先年丙寅の役以後長く滞在いたし居候もの不少其上逐々近来石州雲州因伯等へは人など不絶遣はし、不平徒歎へ氣息を通じ居候由先年来大村之兇徒も広沢の兇徒も已に佐賀之兇徒も巨魁之もの兩名且富永有隣如きものも干今一向不相分……其為不安に不面白」（伊藤博文宛書翰九年十一月八日——木戸文書第七卷一五一—二頁）。

（3）立志社の古勤王党への働きかけは、次の書翰によつても明かである。岩神昂が古勤王党員を訪れ、盟約をこうた。これに対して、古勤王党員は在京中の大石田と小笠原和平に次のように報告している——「今日板氏並に愚弟等が議する所是れなりとて懐より一部の書を抽出して示す。即ち人民の権利を振起し、我日本帝国の福祉を昌盛にする云々のために立志社を組、盛に民衆を起さんとて四方の同志を糾合する一種の檄文なり。余一卷をなげうたんと思へどもさうもならず、譏らず

誉せずして止めぬ。あゝ彼等の姦計実に恐るべし。其社を指して自修自治の公党と私称かつて忌憚なし。此も西洋の流弊か。此の凶焰未だ熾ならざるうち急速撲滅の神策あらまほしきことなり」(七年六月佐々木日記——平尾著『長岡村史』一一六—一七頁)と。

(4) 原徹の佐々木宛書翰(七年九月二十日)——平尾著前掲書(未定稿)。

(5) 西郷従道宛梶山鼎助の書翰(十年七月三日)——右同書。

(6) 佐々木高行日記(八年十月十日)——右同書。

(7) 『西南記伝』上巻二、五九七—六〇七頁参照。

(8) 佐々木高行は日記に次のように書いている——「川原塚等に前原へ兼て意脈を通じおきたる光景にて」と(八年十月三十日)——平尾氏前掲書。

(9) この判断は、原徹の佐々木宛書翰(八年三月三十日)を基準にしている。その一節には、「此頃は薩も十分望無之、甚だ飢餓して帰候趣に付、最早小機杯には談話も六ヶ敷かと存申候。大石等も不日帰候也」と書かれている。「薩行夫策云々」は、河辺の大石田宛翰(九年一月十五日)に述べられている(平尾道雄氏所蔵資料)。

(10) 『大西郷全集』第二巻七五—七五頁。

(11) 『西南記伝』下巻一、二六一頁。

(12) 拙稿「士族民権の歴史的評価」、拙稿『自由党史』第一冊解説。

(13) 「林有造旧夢談」(明治文化全集『樞史篇』)六五頁、『西南記伝』下巻一、二六一頁。

(14) 『自由党史』(岩波文庫版上二三四頁、青木版二〇三頁)、「林有造旧夢談」参照。

(15) 『西南記伝』下巻一、三一一頁以下。

(16) 右同書三—六頁以下。

四 勤王党の分裂と解体

立志社と提携して、西郷軍に呼応するかに思われた古勤王党は、なぜ蜂起しなかつたのか。あるいはなぜ蜂起することができなかつたのであろうか。この設問に、次の一文はすべての解答を導き出す手がかりを与えてくれる。長文であるが、全文を引用しよう。

凡そ人として明にすべきものは大義なり。確守すべきものは名分なり。今や西南の兇賊猖獗を恣にして天子に抗し、憲兵を殺し、万民を塗炭に苦しめ、終に帝国衰微を醸造すること実に臣子の視るに不忍所なり。西南諸国の如きに至っては偶々其方向を誤り、西賊に左袒し、一身の醜名を千歳に残す不而已、祖先子孫を恥しめ、実に不忠不孝の罪人不可容天地者と云ふべし。假令其需むる所逐ると雖も、所謂不義の富貴苟くも大義名分を知る者として口実を恥ぢ耳聞を憎む所なり。世人或云政府の失躰を正し、廟堂上を一洗すべしと。素より失躰あるが如きは平日之を匡救し万分之一を裨補するは、臣子の分にして、敢て憚るべき所にあらず。然りと雖も西南の妖氣未だ露れず至尊宸襟を悩し玉ひ、万民塗炭に苦しむ際に当て口喋々論ずべき時に非ず、論者或は官賊曲直を詳にし、二心を包蔵する尠なからず、実に惑へるの甚哉。臣として天子に抗し、官兵を賊す者は則之逆賊也。何ぞ官賊曲直を論ずるあらん。凡事を成敗得失の跡に就て論ずるは易し。国家多難の際に当て、一身を処する難きこと古今の通患なり。故に吾党茲に誓て以て世論は惑はず、利に嚮はず、近く元弘建武を以て殷鑑とし、足利尊氏となつて譏を千歳に残し、墳墓を鞭たれ、祖先子孫を汚さんより、寧ろ楠氏の驥尾に従ひ、国初以降の皇恩に報じ、死て後止まん。総て此誓に違ひ、不良心を生ずる者あらば、盟中兄弟俱与に其の犯罪の証憑を挙げ之を政府に奏し、至当の処分を請ひ、唯天皇陛下有を知て、他人有を不顧、今日の精神を維持して以て万世不朽皇室の藩屏となり死を以て上に報ずるを基となし、盟約を茲になすものなり。⁽¹⁾

至尊の安泰をねがうためには、あらゆる個人的憤懣は犠牲にすべきである……この論理に立つて、西郷派を逆

賊ときめつける右の宣言は、政府官僚からの通告ではない。驚くべきことに、昨日まで大石や池知と行を共にした高岡郡古勤王党の宣言文である。彼等は「高岡郡有志盟約者」と銘打って、十年七月十五日、完全に同志を裏切った。この勢力は、香美郡や幡多郡にまで及び、三百二十五人を結集していた。

古勤王党の蜂起計画は、こうして内部から崩壊しつゝあつたのである。

この内部崩壊は、十年に入つてすぐ現われはじめていたようである。この過程について、考えてみよう。

I

中央政府と県令とは、西郷軍に呼応しようとする古勤王党の蜂起準備を拱手傍観してはいなかつた。中央政府の命を帯びた佐々木と県令小池国武とは緊密な連繫を保ちながら、古勤王党の動向を探索し、その蜂起計画を弾圧・分裂させようと必死の努力を傾けた。彼等の戦術は、弾圧よりも先ず分裂策をとることにおかれた。高岡同盟の結成は、どうみても、彼等の巧妙な戦術の貴重な成果であつたし、古勤王党の内部崩壊はこのとき決定的となつた。

そこで、この分裂・抑圧策がどういう形で進められたかについて考察しよう。

佐々木高行は、西南役勃発の前夜、北村頼重・島村干雄等腹心の部下を伴つて高知に赴いた。彼のもとには、密偵原徹らの詳細をきわめた復命書が絶えず送られてはいた。けれども、佐々木自身が出張しなければならぬほど、当時の高知県の政治的情况は急を告げていたのである。その目的は「出来得るならば、我が県の三派（静儉社・立志社・中立社―筆者註）相和し、正路を踏候事は希望なれども、中立・立志とは其望迎もなかるべし。静儉社は素々頑固派にてあれば、能々時勢の分る様に致し候はば、中立社と合し可申敷。両派合併して突飛の民

権派を圧す」ることである。この戦術は、熊本鎮台司令長官となつた谷干城とも往復書翰で打合わせずみのものである。佐々木も谷も、これが決して容易なものでないことは見越していた。しかもあえて、この戦術を強行しようという。それだけ、権力者の焦躁ははげしかったとみななければならない。佐々木は、この戦術を密偵に与えて、九年十二月、約一月半の滞在ののち帰京した。後事を託された北村・島村・原はじめ密偵たちは、まさに東奔西走する。その三月のちの十年三月二十八日、原徹は努力の一端を佐々木のように報告した。

此度諸社和解に付……明月楼に於て立志社は片岡・西野・中立社は前野長明・中島喜兵衛、静檢社より原茂胤・寛武次、仲媒人前野久米之助・池田政章交際致候趣如何の談合有之やと問ふに何も格立候談合も無之初会の儀に付四方山の談話にて午後一社に兩人位出会先一人は当席へ出会の人、一人は判人に出会之事に相定候。⁽⁴⁾

だが、折角持たれたこの懇親会は、演出者たちにとって何の成果ももたらさなかつた。三月といえば、立志社はすでに古勤王党と共同蜂起の密約のもとに活動しはじめていた時期である。こういう状勢の中で、何物かを期待しようとする事自体が無理であつた。しかも、佐々木の戦術は、自分の支配下にある中立社に立志社と静檢社を吸収して、古勤王党を一応孤立させ、そのち再吸収しようという。この戦術が失敗するのは当然のことであつた。

戦術転換は、この失敗の上に行われた。それは、改めて古勤王党を切崩すことである。この切崩しは、東郡と西郡との離間策に他ならない。原徹が、北村・島村等を督励して、積極的な活動を開始する。この戦術は、やつと実を結びはじめた。十年五月、八百吉の大有宛書翰がそれを裏書きしている。

木戸（駒次郎）氏の言に曰く、東西隔意あり 之に因て小生東行し諸君と話し隔意を解べしと 是桑原（戒平）氏の謀る所

にして、大石・小笠原の諸君御同意也と。小生答て曰く、東西に隔意の生ずべき謂れなし。是決して疑念か又は東西を隔開する所の言なるべし。御隔意有之承候得ば小生は決して乗るまじ。是讒之生ずる所以也。其坐七八君あり。諸君曰東西に隔意決して有ことなし、疑ふ所なしと。⁽⁶⁾

八百吉の必死の否定にもかかわらず、東西の離間は事実となつて現われていた。密偵のねらつた層は、旧大郷士層であつた。その点は、高岡同盟の指導層から想定することができる。例えば、中平俊昌は旧領知高七二石、片岡実純は一七一石、片岡正雄は七七石というふう⁽⁶⁾に。古勤王党の一角が、こうして崩れはじめ、しかも西郷軍の敗北がもはや決定的となつた四・五月には、たんに高岡郡だけでなく、安芸郡古勤王党も動揺しはじめた。安芸古勤王党の一派共究社四十五名が、六月二十四日、中立社加盟を宣言した。この動揺に追い打ちをかけるように、弾圧がはじまつた。六月十五日には藤好静と村松政克が、二十五日には岩神昂・林直庸をはじめ四十名に上る多くの立志社および古勤王党の中心的メンバーが検挙された。古勤王党の一層はげしくなつた。島村干雄は、この情勢を、谷干城に次のように報告する。「目下の景況に於ては突然暴拳の勢無之と雖も其激烈なるものは幡多組・東組・静儉社にして⁽⁷⁾と。もはや西郡では幡多古勤王党だけが孤塁を守つてゐる。静儉社はただ「薩賊勢猖獗」さしたの⁽⁸⁾は「姦臣事ヲ用ヒ法令一ナラ」ざるためだから、「陛下姦臣ヲ除キ佞臣ヲ黜ケ朝綱ヲ張ル政令ヲ一ニシ務メテ人心ヲ洗ヒ以テ皇基ヲ固クシ給へ⁽⁸⁾」といふのであつてみれば、古勤王党とは同列に論じえないともかく、この書翰は六月十七日附であるが、七月二十五日の佐々木・北村連名の谷宛書翰は、次のように述べてゐる。「幡多郡結髪組は多少暴動の萌顯然たる旨、一時風説有之とも近頃は銃器弾薬を束ね恭順景況なる由⁽¹⁰⁾、ただ「大石・池知の連は終に暴発に及ふべき勢なり⁽¹¹⁾」という状況である。幡多郡についていえば、六月か

ら七月にかけて、桑原戒平・大久保弁馬・木戸駒次郎・今岡従道等の指導者が検挙されるに及んで「恭順の論」
となつた。そしてその後は、

「幸城より西は弘岡近辺立志・南洋面社に投候者も有之候得共仁淀川より西は未だ何の患も治御座候。併過日幡郡より桑原
戒平・佐田家政参り、戒平の思惑を以幡郡に於て銀行設立致し岩崎長武・西野彦四郎へ相談の上、株入致し、追々幡郡頑固
家等も銀行人員へ組入自然交際を相始申趣意云々と戒平申出有之……兼々御冀望の如く高陵郡盟約組と御交際申度候」⁽¹²⁾

この高陵同盟は「至尊を奉戴し、大政府を保護し、県庁を助け人民安寧に尤も注意」⁽¹³⁾するといふ中立社の一派
である。こうして幡多郡古勤王党は、佐々木のもとにはせ参じたわけである。蜂起態勢が決定的にくずればはじめ
ていた状況のなかで、大石や池知が、如何にあせろうともそれは所詮、無駄な焦躁であつた。彼等の地盤香美郡
自体がもはや切崩されていた。国沢太郎や香宗我部捨作ら、かつての香美郡古勤王党の主要メンバーが、佐々
木等の「謀者」に寝返つて、情報の蒐集と組織解体化の方向に運動を進めつつあつたのである。

II

ところで、古勤王党の内部分裂は、たんに中央政府や県の弾圧政策だけによるものではなかつた。この
ような権力による圧力よりも、もっと重要な作用を及ぼしたのは、社会的情况は階級構造そのものであつた。

その第一は、地券をめぐる郷士と耕作農民との対立である。この点については、すでに一部分はふれたし、ま
た後節の分析課題である。地券が現実の耕作者または永小作人との協議の上で与えられるという事態に立たされ
た中小郷士層は、その「所有権」の獲得のためにしばしば県令や政府に嘆願書を提出し、耕作農民と利害の対立を
生んでいる。この利害対立は、耕作農民の生活条件を破壊し去る性質を帯びていたし、それだけ郷士と農民との

間の峻烈な対立を内包していたのである。それゆえに郷土的反対派——古勤王党は、一般農民層とは切り離された場所でありか自己の勢力を組織しえなかつた。その組織力の弱さと限界が、古勤王党を孤立——解体させて行く基本的要因であつた。

いま一つは、諸郡の経済的構造のちがいを考慮に入れなければならない。明治十年の『全国農産表』によれば、高知県下各郡の特有農産物は次のようになってゐる。

(一)全農産物中に占める特有農産物の割合からみれば、吾川・高岡両郡が圧倒的な優位を示し、他の諸郡はこれら二郡に比較すると著るしい低さを示している。しかも、確実に商品化されると考えられる楮皮・繭・生糸などの原料及び製品の圧倒的部分が前二郡に集中し、とりわけ特有農産物の五四・七%を占める楮皮生産の六一・五%が二郡に分布していることに注意しなければならない。さらに、この楮皮を原料とする製紙業が、この両郡に集中的に存在していることも指摘しておこう。楮皮生産と製紙業とは、すでに早くから分化しており、宝暦年間以後、農民的商品生産・流通に委ねられる平紙は、専買商品である御蔵紙を庄倒しはじめてゐる。この平紙生産の発展は、いよいよ原料生産と加工工業との社会的分業を促進させてゆく。天明五年三月の楮皮仲買禁止令も、全くその統制力を失い、天明八年二月および寛政元年十二月の再三の在株商人指定も無力な措置に終つた。「御中御城下商下商人共余計買込……値段弥高値に相成、御蔵紙定納難渋之趣」という状況は、年を追うてはげしくなるのである。だから、天保二年には、原料生産農民と仲買商人との「立会詮議の上」「双方迷惑無之渡世に相成様直段相定」め、また仲買商人は「相応之利位を以紙漉に売渡筈、全過分之高利を取候儀屹度不相成筈」といふ⁽¹⁴⁾、まさに事態の進展に委ねざるを得なくなつた。こうして、楮皮および製紙に関するかぎり、農民的商品経済

特有農産物比 (明治10年)

品名	郡別 品名別率	安芸郡	香美郡	長岡郡	土佐郡	吾川郡	高岡郡	幡多郡	計
		%	%	%	%	%	%	%	
実 綿	5.3	18.9	46.5	21.5	4.4	3.1	1.9	2.8	100
麻	2.5	9.4	3.7	45.0	2.9	3.2	27.1	8.7	100
繭	4.0	0.3	5.2	16.8	11.8	14.8	45.9	5.2	100
生 糸	4.9	3.0	9.2	16.1	17.5	21.8	21.5	11.0	100
藍 葉	4.1	1.4	35.7	9.5	1.5	5.4	26.2	20.3	100
青製茶	0.4	69.9	19.9	—	9.4	0.8	—	—	100
黒製茶	2.9	0.4	9.6	47.0	0.2	1.4	39.5	1.9	100
番 茶	3.2	5.8	5.3	9.1	13.8	12.2	28.4	25.5	100
甘 蔗	13.4	48.9	0.9	0.4	—	32.7	—	17.1	100
楮 皮	54.7	1.9	4.1	15.6	13.4	21.2	40.3	3.5	100
葉 煙草	4.3	3.1	2.8	53.4	0.5	4.2	15.9	20.3	100
菜 種	0.4	36.9	23.3	6.3	20.5	3.6	3.6	5.7	100
特有農産物 全農産物	—	16.7	9.1	13.1	18.4	36.0	30.1	14.3	100 (平均19.3%)
価 格 比	—	9.8	8.3	15.1	9.4	19.9	28.9	8.7	100

はいちじるしい進展をとげていた。藩專買が一掃されたこの年代においては、この二つの生産構造はよりブルジョアの発展の内容をとりつつあったことが想定される。ともかくにも、楮皮・製紙の圧倒的部分を集中するこの両郡は、他郡に比して、それだけ高い農民的商品経済の構造を孕み、したがって農民層のブルジョアの分解をもたらしつつあったと思われる。このことが、第一節に示した郷士株変動のはげしさを結果とした基本的要因なのである。高岡郡の場合については、郷士株の変動は二九を算え、それはこの郡の郷士株数のほぼ二六%に当るという高い比率を示している。そして譲受人のほとんどが農民身分からなっていることに注意しなければならぬ。このことは、つまり、農民的商品経済の発展に伴って、郷士株を買取るほどに上昇した富農層が輩出したことを示すものに他ならない。いま、当郡の山間部地帯に位置する西峰郷を例にとれば、ここでは楮皮・製紙業・甘蔗・煙草および養蚕―製糸業が発展し、その結果、農民層は次のような分解の状況を示している。この表によ

年次	石高	一〇〇石以上	一〇〇石未滿	五〇石未滿	三〇石未滿	二〇石未滿	一〇石未滿	五石以下	計
文政六年	(八二三)	一	一	三	一〇	二五	二〇	三二	九二
文政九年	(八二六)	一	二	五	一〇	二二	一六	三四	九二
明治元年	(八六八)	一	三	七	一一	八	一二	五一	九三
明治五年	(八七二)	二	五	六	六	一六	一〇	五〇	九五

(註) 高知県立図書館所蔵文書より作成。

るとき、何よりもはつきり現われているのは、五石以下所有層の急激な増加であり、文政六年の三二人から五〇年後の明治五年には五三人に上っていることである。この増加傾向は、総戸数の停滞を考えると、明らかに農民

層の分解—没落の結果なのであり、三〇石以下の階層の変動がその点を裏書きしているといふことができる。逆に五〇石以上の巨大所有層も文政年間に比べれば、二〜三倍となって現われている。この巨大所有層は、一一二石の三谷米之丞と約一〇〇石の三谷左伝次（何れも文化年間の領知高）以外は農民である。とりわけ明治五年の一〇〇石以上所有者は、系譜的にみて農民であることに注意しておきたい。このうちの一人四郎右衛門は文政九年に四九・三石の所有者であることを考えると、上層農民の土地集積が幕末になるにつれて急速であつたことが知られる。逆に文政九年二九石余を所有する弥平は、一二石余に減少している。だからこの表の示す農民層の分解は、明らかに商品経済の発展の結果もたらされたものであり、そしておそらくは上層農民の経営は楮作または紙漉業と結合していたと思われる。

（Ⅱ）郡別にみた商品経済の発展度のちがい—地域差は、商品化作物の分布状況をとつてみるときその特徴は一層きわだつてくる。各郡において特有農産物の分布は、平坦部作物と山間部作物との間ではつきりした分化を示している。平坦部作物はいうまでもなく突綿・麻・藍葉であり、これは全特有農作物の約一二%を占めている。これらの生産は香長平野に集中され、そこから全産額のほぼ五〇%に上る商品化可能の産物が作り出されている。天保ノ慶応年間に毎年三貫六百匁入一万四千本の篠巻が大坂から移入されていた点⁽¹⁵⁾を考えると、実綿生産ははじめから県内での商品化の魂を宿していたとみることもできるのである。そのうえ、この香長地帯からは米が商品化され、また物部川の下流地帯としてここでは製紙業も幕末から根を下しはじめている。さきにみた城下町商人が遠く吾川・高岡両郡の山間部から、物部川を下つて生産原料としての楮皮を運び入れる。香美郡葦山・長岡郡本山が両郡製紙業の中心地として形成された。こうして、特有農産物の郡別対比では、最も発展度のおく

れていると思われた香・長岡郡でも、平坦部ではいちじるしい商品経済の発展を示し、そのことが、両郡における郷土株変動のはげしさの経済的条件を生みだした。とりわけ香美郡の場合、変動率は三一%に近く、二人もの純然たる百姓身分から譲受人を出し、これらの人々がすべて香長平野に散在していることは、きわめて示唆的である。この二人に対する譲渡階層は五〇—三〇石が八、三〇—一五石が一〇、一五石以下三であり、この構成は、より大きい郷土層の領知が零細小作の形態をとったことよってひきおこされてきた（詳細は第四節参照）。零細小作制に依存する中小郷土層は、領知高にその全生活条件を依存しなければならず、この規定的条件が商品経済の発展に適應し切れない事態を生み出したと考えられる。これに対して、商生産に乗出した上層農民層は、香美郡野市町の〓岡林幾司や綿屋〓野町直矢のように、郷土株を買い、地租改正によってもほとんど打撃を受けずに発展していった。⁽¹⁶⁾

こうして、農民的商品経済の発展は、農民層の間に、富農経営の成立と発展をもたらしていった（経営の実体は資料の關係上、明らかにすることはできない）。富農経営のより一層の前進をねがう階層にとつては、封建的土地所有は極端でこそあれ、決して再編すべきものではなからう。郷土的土地所有とむしろ對抗しながら展開する富農経営が、郷土的土地所有〓封建的土地所有の廃絶を期待するのは当然であった。郷土的土地所有の背後に発展しつつある富農経営の対抗的存在——この経済構造の変容が、古勤王党の組織的狭隘性を必至たらしめたことわたしは考える。高岡郡古勤王党がいち早く崩壊したのは、高岡郡におけるブルジョアの発展の高さを基礎的要因としてのことであつた。十年代の自由民権運動の推進的な母胎となつたのが、この高岡郡であつたのを考え合わせると、右の点は容易にうなずけるであらう。

ともかく、古勤王党のイデオロギーの古めかしさと、前進する農民的土地所有との決定的矛盾・対立が、富農層以下の農民層を組織的に把握することができず、そしてそのことが古勤王党の蜂起計画を内部崩壊させていたのである。

各郡古勤王党の解党という事態に直面しながらも、なおかつ蜂起方針を捨てなかつた香美郡古勤王党も、西郷軍の敗北とともに、ついに政府に県権力の前に屈せざるを得なかつた。池知退蔵・山崎好昭・山本登ら香美郡古勤王党の主要メンバーで構成された百做社の出現が、その転換点となっている。この百做社は、はじめ佐々木の「謀者」に寝返つた国沢太八郎や高岡同盟の幹部となつた中平俊昌によつて提唱され、高岡郡・幡多郡にもそれぞれ分社を設け、香美郡のそれは第一分社と名づけられた。すでにその生誕の由来からもわかるように、香美郡百做社の結成は、明らかに権力の前に屈した古勤王党の姿であつたとみることができる。その事業内容は、没落士族の救済であつた。その事業を推進するために、百做社は十一年十月二十六日に授産金貸下願を県令に申請した。彼等は、「世襲の家祿を直に御没収に相成べき儀と誤認し」、「不平不逞の心を抱」いて古勤王党を結党したことを自己批判し、「国家風教の一助たるに庶幾する」ため「今般興学資本の爲め紅茶製造の業を興さんと欲す」、「仰ぎ願はくば前条の情義を御洞察、志願を御憫採被爲在、右創業資金十二万円無利足を以て御貸下被成下度」と懇願した⁽¹⁷⁾。この請願は、かつての幽魂を全く失い、むしろ積極的に「国家風教」の賛助者たらんことを宣言したものである。

他郡では、より強く権力に吸引されつつあつた。十一年一月上旬高岡郡各地を巡回した今橋巖は、次のような

報告を佐々木に寄せている。

高岡・戸波・須崎・半山・津野山辺巡回仕候処盟約組（高岡同盟）孰れも義氣凛々至尊を奉戴し政府を保護し人民安寧の事に注意し彼の政府転覆の伝染病に罹り候者も更に見受不申大に安心仕候此度当県巡查数名採用の趣を以て高陵郡同盟の中よりも少々撰出すべき旨増田一等警部より内談有之唯今人員取調中に御座候（中略）幡郡一同高岡郡盟約組へ交際なし得共に国家の爲め勉強仕度旨頻りに促し、最早交際も相はじめ居候云々⁽¹⁸⁾

こうして高岡郡では、全く反対政府的動向はついで去つていたし、幡多郡でもこの傾向はいちじるしい形であらわれている。だから、幡多郡のこの動向に決定的転換を与えるようにしなければならぬ。そこで今橋は佐々木に一つの方略を建策する。それは、十年六月以降の弾圧によつて検挙された幡多古勤王黨員を釈放することである。この「犯罪人と雖も一先ず放免の御沙汰に相成候時は以後屹度実効為相立可中左様相成候時は土佐城西半国仁淀川に限り被転覆云々の伝染病には決して罹らせ申間敷に付……即刻御指令に相成候様御尽力被下度」と。実はこの願と方針は「桑原戒平頼談状相添へ此段申上候」というように、旧古勤王黨員の協議によつて生み出されたものである。⁽¹⁹⁾この議は容れられなかつたけれども、幡多郡の二月から三月にかけて情況は、「極上の首尾にて二十才以上感慨心ある者は大半国家に尽す赤心を顕し共に盟約諾し……至尊を奉戴し政府を保護」する方向に固まつてきたと伝えられている。⁽²⁰⁾

こうして古勤王党は完全に権力者に吸収された。そしてこれら各郡の諸勢力の中心的部分は、帝政黨につらなる高陽立憲政黨（十四年十月結党）に流れ込んでゆく。

註(1) 平尾道雄氏筆写文書。

(2) 「佐々木高行日記」九年十月。彼は高知県鎮撫の命を受けて九年十月三十一日、元老院議員中島信行等と共に東京を出

発し、海路十一月五日着高して、直ちに小池県令と政策を討議した。帰京はおそらく十二月中旬と思われる。

- (3) 『谷干城遺稿』下四一三頁。彼は「諸社合併云々の事は至極好む処にも御座候得共現場被相行候哉甚無覚束被存候」と
佐々木に書いている（九年十二月二十二日）。

- (4) 平尾著『土佐国民運動史』（未定稿）。

- (5) 平尾氏筆写文書。

- (6) 「土佐藩郷土調査書」（文化年間）

- (7) 『谷干城遺稿』下四三〇—三頁。

- (8) 平尾著前掲書。

- (9) 『谷干城遺稿』下四六九—四七二頁。

- (10) 右同書四七〇頁。

- (11) 右同書四五三頁。

- (12) 今橋殿の佐々木宛書翰（十年十二月二十九日）

- (13) 平尾著前掲書。

- (14) 松好貞夫著『土佐藩経済史研究』二五七—二六八頁参照。

- (15) 信夫清三郎著『近代日本産業史序説』五九頁。

- (16) 『九年野取検地文量帖』（香美郡野市町役場所蔵）によれば「う」の丸新田（三四字の一）だけで岡林は三町余、野町は一町五反五畝を所有している。

- (17) 平尾道雄著『長岡村史』

- (18) (19) (20) 平尾著『土佐国民運動史』（未定稿）